



平成24年3月12日 No.128

高額療養費 外来診療も立て替え払い不要に！

平成24年4月から通院している場合でも医療費が高額になった場合、事前に申請した限度額適用認定証を医療機関や保険薬局で提示すれば、負担限度額まで支払えば済むようになり、立て替えと申請による払い戻しの手間がなくなります。限度額適用認定証の申請の目安は、一月に同一医療機関で保険診療の一部負担額（3割）が8万円を超える場合などです。

Q1： 今回の改正により何が変更になるのか？

→A：限度額認定証を提示し、外来の診療を受けた場合についても、入院と同様に医療機関の窓口での支払いを自己負担額までにとどめることができる仕組みになります。

※70歳以上75歳未満で一般、現役並み所得の方は、「高齢受給者証」を提示することになります。

Q2： 対象となる医療機関はどこになるのか？

→A：保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険治療が対象となります。

（柔道整復、針灸、あん摩マッサージの施術は対象外です。）

Q3： 平成24年3月31日以前に発行された限度額適用認定証でも適用なのか？

（平成24年3月31日以前は、入院のみ適用）

→A：経過措置を設けている為、平成24年3月31日以前に発行した限度額適用認定証についても、有効期限までは適用になります。

Q4： どのような人が必要になるか？

→A：70歳未満の上位所得、一般の被保険者で高額療養費の現物給付化を希望される方は、入院・外来に問わず、所得区分を確認するため全員必要となります。

Q5： 同一月に同一の医療機関で外来と入院を受診した場合どうなるのか？

→A：外来と入院は、別扱いになります。よって、それぞれで限度額までお支払いいただきます。窓口負担額（保険診療分のみ）が21,000円を超えると、合算高額療養費の対象になります。

後日、健康保険組合に申請することにより、差額分が払い戻されます。

Q6： 同一月に自己負担限度額を超えた後、その月に同じ医療機関で再度受診した場合、どうなるのか？

→A：自己負担額を超えた後、同一月に同一医療機関で再度受診した場合、窓口負担は、かかりません。

<別紙の厚生労働省 「高額な外来診療を受ける皆さまへ」 こちらもご確認ください>

◆限度額認定証の申請方法・・・健康保険組合に連絡頂ければ、申請書を送付します。ご記入の上、保険証のコピーを添付して健康保険組合まで送付ください。

渡辺パイプ健康保険組合

03-3549-3082

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

**「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます**

健康保険組合など



事前に
①認定証の申請
②認定証の交付

高額な外来診療を受けたとき



③認定証を提示
窓口支払いが
一定上限額に(※)

病院・薬局など



(※) 窓口支払いの上限額(月当たり)は、
所得に応じて異なります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたが、平成24年4月1からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口に表示してください
70歳以上75歳未満で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に表示してください
75歳以上で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。